平成２２年（フ）第３３８３号
福岡市中央区福浜２丁目６番７―328号
債務者　高良　厚子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３８５号
福岡市城南区荒江団地23番405号
債務者　牧園　照美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３９４号
福岡市早良区小田部１丁目１番３－１号
債務者　相川　里美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３９９号
福岡市城南区金山団地14番202号
債務者　工藤　隆司
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４０５号
福岡市南区横手南町11番17―301号
債務者　池尻　　妙
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４１０号
福岡市南区西長住１丁目７番28号
債務者　大塚　仲司
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４１７号
福岡市博多区西月隈３丁目８番11―1203号
債務者　扇　　路子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２０号
福岡市博多区東那珂２丁目８番10―103号
債務者　有田昭一郎
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２５号
福岡市中央区荒戸１丁目11番10―604号
債務者　花田　辰猪
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４３１号
福岡県筑紫郡那珂川町後野２丁目１番２―502号　インプレスアクア那珂川
債務者　塩野　　純
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４３２号
福岡県筑紫郡那珂川町後野２丁目１番２―502号　インプレスアクア那珂川
債務者　塩野　睦子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４４６号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目20番７―308号
債務者　甲斐　章子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４５６号
福岡市城南区田島４丁目16番11号
債務者　山尾　良夫
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４６０号
福岡県春日市下白水南４丁目165番地第１タイガービル203号
債務者　福原　節子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５０３号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目７番３号コートルージュ片縄101号
債務者　和田　千秋
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４号
福岡県筑紫野市紫３丁目２番１―505号　155号
債務者　中村　清孝
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３９号
長崎県五島市岐宿町岐宿979番地11
債務者　比留木　潤
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第１９１号
鹿児島県出水市平和町131番地　フレグランス24―111号
債務者　弥富　一郎
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係